

町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)6月3日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年(2014年)3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第8条の2第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改める。

附則第8条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第17条第12項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項か

ら第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第44条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第44条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に規定するものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17条第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～9 略</p> <p><u>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第12</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第9項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～9 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>3号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(4) 耐震改修が完了した年月日</u></p> <p><u>(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p><u>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 <u>昭和63年度から平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 <u>昭和63年度から平成26年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>12 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>13 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第21条 <u>第44条の規定は、法第348条第</u></p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>12 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>13 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第21条 <u>平成21年度分</u>から平成25年度</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第44条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第21条の2 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p><u>分までの固定資産税に係る第44条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）</u>」とする。</p> <p><u>2 第44条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第44条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第21条の2 <u>法附則第41条第15項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第15項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) 略</p>